

天海訴訟を支援する会

ニュース 2015/11/27 No. 1

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 5-417-222
グリーンハイツ 109 障千連内
TEL・FAX 043-308-6621

カンパ金振込先
〒振替 00180-6-27389 障千連
通信欄に「天海訴訟」と書いてください

65歳の壁



障害者を年齢で差別するな！

11月27日千葉地裁へ提訴

重度の障害者の人たちは障害者総合支援法により、自宅内でのヘルパー介護や外出時の介助などの福祉サービスを活用し、毎日元気に生活し、また社会へ参加しています。

ところが65歳になると介護保険法適用へ強制的に移行させられます。

支援法第7条が介護保険を優先して適用することを定めているからです。

一人の障害者が、身体の変化や環境の変化等何もなく、また生活スタイルの変更希望等もないのに、昨日までは支援法、今日からは介護保険法とされてしまうのです。

その結果、それまで負担金無料で活用してきた福祉サービスが、毎月1万5千円必要になります。(住民税非課税世帯の場合)

また自らの意思で社会参加を目的とした総合支援法の適用をうけてきたのに、目的の異なる介護保険法を適用されてしまうという、一個人としての尊厳を大きく傷つけられることとなります。

この問題は「65歳の壁」として全国の障害者の方々と共通の問題です。障害者を年齢だけで差別するような法律は改められるべきです。

天海正克さん 訴訟を決意

私は今まで障害者福祉の居宅介護のホームヘルプサービスを日曜を除く毎日2～3時間の介護を受け生活してきました。しかし昨年7月に65歳になった時に千葉市に介護保険の申請を断り、障害者福祉の継続を申請しましたが却下され、8月からは全額自己負担で介護を受けなければならなくなってしまい、8月1ヶ月で約14万円の利用料を払わなくてはならなくなりました。

介護保険の利用を断っただけで、障害者福祉をバッサリ切り生存権を奪った千葉市の冷たい姿勢を正し、障害者総合支援法第7条の介護保険優先を改めさせ、改悪され

続けている介護保険制度の抜本的な見直しを訴えるため、千葉市を相手に提訴を行うことを強く決意しました。



天海さんの裁判は、全国の障害者共通の問題 支援の輪を広げてください

この訴訟は全国の障害者共通の問題です。またこれまでに積み上げてきた障害者福祉制度の後退を食い止める裁判です。

この訴訟に勝利するためには、世論の高まり、国民の皆さまのご協力が必要です。支援の輪を大きく広げてください。

訴えの概要

天海さんの総合支援法申請を却下した

処分の違法性

1. 法7条の解釈の誤り及び法22条違反

法7条前段の「介護保険法の規定する介護給付により、自立支援給付に相当するものを受け、または利用することができる」ところについては、少なくとも、「要介護認定の申請をし、その認定がなされているとき」と解すべきである。

法22条の支給要否決定に当たり、市町村には、一定の裁量はあると考えられるが、法の定める勘案事項（①障害支援区分、②介護者の状況、③障害者の置かれている環境、④障害者の障害福祉サービスの利用に関する意向、など）に照らせば、当然に支給決定をするべき本件につき、却下決定を行うことが申請者たる原告の生存を直ちに脅かすことになることを知りつつ行った本件処分は、その裁量の範囲を著しく逸脱しており、明らかに違法である。

2. 憲法14条1項及び25条1項違反

障害者を満65歳以上であるか否かによって区別して、65歳以上の障害者に対し、より重い負担を課すことには、およそ合理性は認められない（憲法14条違反）。

また、低所得者である障害者を、法による自立支援給付も介護保険法による介護給付も受けられない状態に置くことになる不支給決定は、低所得者である障害者の生活の拠りどころを奪うものであり、それを許容するような法律規定は、法によって具体化された障害者の生存権（憲法25条）を侵害している。

3. 障害者の権利に関する条約違反

法7条の規定が、満65歳に達した障害者について、強制的に社会参加の視点を欠いた介護保険へ移行させることを定めているとすれば、その法律規定は、障害者の自律（選択の自由）と社会参加の機会を阻害するものであり、障害者の権利に関する条約に違反する。

向後 剛 弁護士 談

天海さんは、65歳になり「潜在的」に介護保険を利用できるようになったため、千葉市から障害者福祉給付を打ち切られてしまいました。いわば、介護保険への強制移行です。このようなやり方には、①65歳という年齢によって障害者を区別する点、②給付を途切れさせる点、③介護保険では月1万5000円の自己負担が発生する点、④障害者の自律（自ら選択すること）や社会参加を阻害する点などに問題があります。

弁護団は、天海訴訟において、①法律を合理的に解釈して適用すれば、本件処分は違法であることや、②仮に法律が介護保険への強制移行を定めているとすれば、その法律は憲法違反・障害者権利条約違反であることを主張していきます。



カンパのお願い

裁判には費用がかかります。支援活動にも経費が必要です。皆さまのご協力をお願いいたします。振込先は1面上部に記載しています。

ニュース第1号です。天海さんへの励まし、ご意見、感想などお寄せください。次号以降、弁護団、支援する会についても順次紹介します。